

見附市奨学金 返還の手引き

下記に返還内容を記入し、返還方法を忘れないようにしましょう。

●返還のおぼえ

奨学生氏名		奨学生番号	
貸付期間	年 月 から 年 月 まで		
貸付総額	円		
返還方法	年賦（毎年12月） ・ 半年賦（毎年6月と12月）		
返還期間	年 月 から 年 月 まで		
1回あたりの返還額	円		
連帯保証人			
その他			

この返還の手引きは、返還完了まで大切に保管し、利用してください。

見附市奨学金の返還方法等については、下記のとおりです。良くお読みいただき、返還が滞ることの無いようお願いいたします。※平成24年4月1日一部改正

1 奨学金の返還について

(1) 返還開始時期

貸付の終了した月の翌月から起算して8ヶ月を経過してから返還が始まります（通常は卒業した年の12月）。

(2) 返還方法と期間

年賦（年1回、12月）または半年賦（年2回、6月及び12月）にて返還します。

返還期間は、貸付を受けた期間の2.5倍に相当する期間以内で、通常、大学4年間の貸付を受けた場合は10年、短大等で2年間の貸付を受けた場合は5年の期間で返還します。

※卒業時に市から送付する「奨学金返還明細書」を期限までに提出してください。

(3) 返還手続き

返還時期になりましたら教育委員会から「納入通知書」を郵送いたします。納入通知書の氏名、金額等を確認のうえ、納入通知書と返還金を金融機関（※下記見附市が指定する金融機関の本店・支店）で納付してください。納入通知書が届かない場合や紛失した場合は、再発行しますので教育委員会へ連絡してください。

納入通知書は、原則として保護者の住所へ送付します。保護者以外の住所へ送付を希望する場合は、教育委員会へ連絡してください。

※見附市が指定する金融機関

第四銀行、北越銀行、大光銀行、長岡信用金庫、三条信用金庫、新潟県信用組合、三條信用組合、にいがた南蒲農業組合（ゆうちょ銀行は不可）

(4) 繰り上げ返還

返還は、いつでも全部または一部を繰り上げて返還できます。繰り上げ返還を希望する場合は、教育委員会へお問い合わせください。後日、納入通知書を送付いたします。なお、一部を繰り上げ返還した分は、返還回数・返還額を最終回から短縮・減額する方法とします。

(5) 延滞金

指定期日までに返還しなかった場合は、指定期日の翌日から返還の日までの期間に応じて、返還すべき金額に年 14.6%の割合を乗じた延滞金が増算されますので、ご注意ください。

(6) 返還金の督促

滞納があった場合、教育委員会が保護者や本人へ督促状の送付、電話での督促のほか、戸別訪問等を行う場合があります。また、保護者及び本人が返還しない場合は、保証人に請求することになります。

(7) その他届出

住所、氏名などに変更・異動があった場合は、教育委員会へ届け出てください。

- ・本人、保護者および保証人の住所、氏名に変更・異動があった場合
- ・本人が死亡した場合 など

2 奨学金の返還の免除及び猶予について

以下に該当する場合は、返還が猶予または免除される場合がありますので、教育委員課へお問い合わせください。

- (1) 奨学生または奨学生であった者が奨学金の返還を完了する前に死亡した場合や障害等で返還が困難な場合、申請により、奨学金の全部またはその一部の返還を免除する制度があります。
- (2) 大学院などへの進学、疾病その他特別な理由により奨学金の返還が困難な場合は、申請により、奨学金の全部またはその一部の返還を猶予する制度があります。

3 奨学金の返還特別免除について

奨学生が卒業後、見附市に住所を有し、かつ市民税を納付している場合、申請により返還額の一部を免除する制度が平成 24 年度から新設されました。通常、卒業後に見附市に居住し、かつ就職した場合、就職 3 年目から返還特免除が受けられます。詳しくは、3 ページ **返還特別免除** をご覧ください。申請書様式は、この手引きに添付してあるものをコピーして使用するか、教育委員会へお問い合わせください。

4 問い合わせ・申請書提出先

〒954-8686

見附市昭和町 2-1-1 見附市教育委員会 学校教育課

電話 0258-62-1700 内線 431

Fax 0258-63-5003

奨学金の返還および返還特別免除について

奨学金の返還

奨学生が卒業するなどして、貸付の終了した月の翌月から起算して8ヶ月を経過してから返還が始まります（通常3月に卒業した場合、その年の12月から返還が始まります）。貸付を受けた期間の2.5倍に相当する期間以内に、年賦（12月）または半年賦（6月及び12月）にて返還します。通常、年賦の場合は1回につき14万4千円、半年賦の場合は1回につき7万2千円の返還額になります。

【例① 大学を卒業し、半年賦で返還する場合】

貸付を受けた3万円×48ヶ月＝144万円を、半年ごとに9万円×16回（8年）で返還

年度	卒業	返還初年度		返還2年目		...	返還8年目		返還9年目	
月	3	6	12	6	12	...	6	12	6	12
返還回数			①	②	③	...	⑭	⑮	⑯	
返還額(万円)			9	9	9	...	9	9	9	

【例② 短期大学を卒業し、年賦で返還する場合】

貸付を受けた3万円×24ヶ月＝72万円を、1年ごとに18万円×4回（4年）で返還

年度	卒業	返還初年度		返還2年目		...	返還4年目	
月	3	6	12	6	12	...	6	12
返還回数			①		②	...		④
返還額(万円)			18		18	...		18

返還特別免除

奨学生が卒業後、見附市に住所を有し、かつ見附市に市民税を納付している場合、申請により返還額の一部を免除する制度が平成24年度から新設されました。

◆対象者及び免除額

対象者（下記のすべてに該当する者）	免除額
①見附市奨学金の貸付を受けていた者 ②見附市に住所を有する者 ③前年度に見附市に市民税を納付している者 ④見附市奨学金の返還を怠ったことがない者 ⑤貸付が終了してから7年を超えない者 ⑥返還特別免除を受けた回数が5回を超えない者	前年度に納付した見附市の市民税額の1/2相当額 ※限度額3万6千円

◆免除方法

返還特別免除は、当該年度の12月返還分に適用することとします。返還特別免除の決定を受けた場合、当該年度の12月返還金額から返還特別免除額を減額した納入通知書を発行します。

◆申請方法・提出書類

毎年7月から9月末日までに、下記書類を教育委員会学校教育課へ提出してください。

①奨学金返還特別免除申請書（別記様式第6号）

②前年分の市県民税納税証明書（市役所税務課で発行してもらってください）

※通常、就職2年目の6月から前年の所得に応じて市民税が徴収され、翌3年目の5月で市民税を完納することになります。したがって、返還特別免除の申請は、市民税の全額納付が確定する就職3年目から7年目の間（半年賦返還の場合は、第5、7、9、11、13回目の返還前、年賦返還の場合は、第3、4、5、6、7回目の返還前）に行うことができます。詳しくは、下記の例を参考にしてください。

◆その他

- ・申請は毎年必要です（申請期間は、毎年7月から9月末日まで）。
- ・返還特別免除は、当該年度の返還金にのみ適用します。遡っての返還免除はできません。
- ・特別免除額を減額した納入通知書による返還は、当該年度のみ有効です。

【例 大学を卒業後、見附市に居住し、かつ就職し、半年賦で返還した場合】

（在学中に市民税の納付はないものとする）

年度	返還初年度												返還2年目												返還3年目																																															
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																			
居住地	見附市												見附市												見附市																																															
市民税納付先	※①												※② 見附市												見附市																																															
返還回数													1												2												3												4												5											
特別免除																																					申請												免除																							

年度	返還4年目												返還5年目												返還6年目																																															
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																				
居住地	見附市												市外												市外																																															
市民税納付先	見附市												見附市												市外																																															
返還回数	6												7												8												9												10												11											
特別免除	申請												免除																								×												×																							

※① 市民税は、前年の所得に対して課税されるので、通常、就職1年目は徴収されません。

※② 給与所得者の場合、市民税は毎年6月から翌年5月までの毎月の給料から特別徴収されます。

例の場合、返還（就職）2年目の6月から市民税が徴収され、翌年（返還3年目）の5月で前年度分の市民税を完納することになります。

※③ 市民税の全額納付が確定して、奨学金の返還特別免除申請の受付・審査期間を考慮した返還3年目の12月分（例では返還5回目分）から特別免除の対象となります。

※④ 次年度も同様に、市民税の全額納付が確定して、免除申請の後、12月分（例では返還7回目分）が特別免除の対象となります。

※⑤ 市民税は、毎年1月1日現在住んでいる市町村で課税することになります。例の場合、返還5年目に市外へ転出していますが、その年の1月1日現在は見附市に居住していたため、市民税は見附市に納めることとなります。しかしながら、奨学金の特別免除は、見附市に住所を有していることが要件の一つであるため、返還9回目以降は特別免除の対象にはなりません。